秋の全国火災予防運動

[119番の日] である11月9日出から 15日 金までは「秋の全国火災予防運動」 が実施されます。火の不始末や取り扱いに は十分注意しましょう。

*手軽で簡単、に落とし穴… 時短調理中に思わぬ火災

ID 1043527

電子レンジを使用した時短調理 は、火を使わずに簡単に調理がで きます。しかし、電子レンジの取 扱説明書や商品のパッケージに記 載されている注意事項を確認せず に調理すると、思わぬ事故につな がってしまいます。

「手間をかけずに調理がした い」などの小さな気持ちが、大き な事故を引き起こしてしまいま す。使用方法に注意し、正しく時 短料理を行いましょう。

火災事例

- ■電子レンジで使用不可の容器を加熱したため、容器が爆発した
- IHコンロで少量の油で調理をしている際、温度調整機能を使わずにその場を離れてし まい発火した





事故を防ぐためのポイント

- ■禁止されている容器・食品を加熱しない
- ■揚げ物をする際は油の量を守る
- ■調理中はその場を離れない
- ■調理後の電子レンジは、庫内をこまめに掃除する

防火ポスター展 入賞者 D 1016637



中学生

0)

笹原 麻由さん 市長賞

(見明川中3年)

● 教育長賞

正木 千咲子さん (富岡中2年)

●消防長賞

小林 美穂さん (日の出中2年)

消防団長賞

宇田川 花さん (堀江中2年)

● 消防署長賞

野田 桃花さん (堀江中2年)

防火安全協会長賞

計良 あゐるさん (明海中2年)



渡辺 葵さん (高洲小5年)

廣岡 ゆいさん (見明川小6年)

● 消防長賞

鈴木 麗海さん(日の出南小3年)

●消防団長賞

鳥越 明さん (見明川小6年)

消防署長賞

西川翠さん (東小6年)

防火安全協会長賞

水口 結稀さん (見明川小1年)

•特別賞

池本 陽真さん (高洲北小2年) 内田陽菜さん (南小4年)

問 消防本部予防課 ☎304·0143

令和7年度

保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後などの時間帯において、「家庭に代わる生活の場」を提供しています。

対象児童 市内在住の小学生

次のいずれかの要件を満たすこと

入会条件

- ●保護者の就労、就学、親族の介護などが月に 15日以上、かつ1日4時間以上で、帰宅がお おむね午後3時以降になること
- ●保護者が、出産、疾病、障がいなどにより、対 象児童を家庭で養育することが困難であること

市ホームページからダウンロード、または11月 入会申請書 1日 金から、青少年課(市役所 2階)で配布 などの配布 ※12月20日 金までは、各駅前行政サービスセンターでも

申 請 の 11月20日(3)~12月20日(金) (消印有効)

受け付け期間 ※12月1日・8日・15日の日曜日は開庁し、申請を受け付けます

入会申請書と児童を家庭で養育することが困難であることを証 明する書類(保護者全員分の就労証明書、診断書など)を、 直接または郵送(特定記録または簡易書留)で、〒279-8501

浦安市役所青少年課(市役所2階)へ、またはち 申請方法 ば電子申請サービス https://apply.e-tumo.jp/ **city-urayasu-chiba-u/**(右記二次元コード)か ら申し込み



※現在児童育成クラブに入会している方は、11月20日㈱~12月10日㈱ に、入会しているクラブへ提出可

青少年課 ☎712・6453



ID 1043372

^{全和6年度}/浦安市総合防災訓練



時 11月17日(日)午前10時~正午 *雨天中止 所 見明川中学校・見明川小学校

内容

避難所運営訓練

近隣の自治会自主防災組織を中心とした避難所開設・運営訓練

実働訓練

- 発災シミュレーション訓練
- Jアラート訓練
- ◆大規模地震発生時の情報収集・伝達訓練●陸閘門閉鎖訓練
- ●倒壊家屋からの救出訓練
- 応急救護訓練
- ●海上からの物資輸送訓練
- 水害時避難誘導訓練
- ●水害時住民対応訓練
- ●ドローンを活用した水難救助訓練
- ライフライン復旧訓練
- ●道路啓かい復旧・がれき撤去訓練
- ●自主防災組織による消火訓練
- ●校舎からの救出訓練

実践型訓練

浦安直下型地震を想定した情報収集や対策立案訓練

体験・展示コーナー

- ●救護体験
- ●災害用伝言ダイヤル体験
- ●起震車による地震体験
- ●救助犬とのふれあい体験
- ●防災VR体験
- ●災害時活動する車両の展示





問 危機管理課 ☎712・6897

ID 1043454

11月は ち ば 国 保 月 間

国民健康保険税は、国民健康保険に加入している方が病気やけがをしたときの医療費を賄う重要な財源です。 必ず納期限までに納めましょう。

社会保険に加入した場合など

国民健康保険をやめるときは市役所で手続きが 必要です。新しい保険証が届いたら、早めに手続 きを行ってください。

滞納があると

延滞金の加算や、予告なく財産の差し押さえなどの滞納処分を受ける場合があり ます。さらに滞納が続くと、保険証を返還していただき、医療費が全額負担になる 場合があります。

特別な事情により、納期限までに納付が困難な場合は、早めにご相談ください。

保険証の廃止とマイナ保険証について

12月2日 月から現行の保険証が廃止となり、マイナ保険証 に原則一体化されます。マイナ保険証には、次のような利点が あります。

※お手元の保険証は、記載された有効期限まで引き続き使用できます。マイナンバ ーカードを保有していない方や、保有しているが保険証利用登録をしていない方は、資格確認書(保険証の有効期限前に交付)で引き続き医療を受けることがで きます

限度額認定証、特定疾病療養受領証などの証類が不要になり、 手続きなしで限度額を超える支払いが免除されます

就職・転職・引っ越しなどをしても、健康保険証として使用するこ とができます(加入する健康保険が変わる場合は届け出が必要)

本人が同意すれば、初めての医療機関などでも薬歴や特定健診 の結果などを医師や薬剤師と共有することができるため、災害 などの緊急時も安心です

マイナポータル上で年間の医療費通知情報が取 得でき、確定申告に必要な情報も自動的に入力





問 国保年金課 ☎712・6829